

目 次

はしがき
初出一覧

序 章 問題の視角

I はじめに	1
II 占領期と行政法理論	4
III 行政執行法から行政代執行法へ	5
資料 1, 資料 2, 資料 3, 資料 4	

第一部 戦前・占領期の警察法理論と行政執行法

第 1 章 行政執行法

I 問題の所在	13
II 行政執行法と行政警察規則	17
III 警察強制と行政上の強制執行	22
IV 行政執行法 5 条 3 項の趣旨	25

第 2 章 直接強制と代執行

I 執行方法の態様の違いと費用徴収の可否	30
II 直接強制と代執行の相違	31
1 費用徴収の可否	31
2 執行方法の態様の違い	34
III 直接強制の実体——直接強制か即時強制か	37
IV 結 び	40

第 3 章 「即時強制」の系譜

I 問題の所在	43
---------	----

II 「行政強制」と「警察強制」——用語法の混乱	45
1 「行政強制」は包括的上位概念か	45
2 「警察強制」と「警察上の即時強制」	47
III 「即時強制」の目的	50
1 即時強制の要件	50
2 「義務の有無」	53
3 「義務の介在」と「義務の賦課」	56
IV 警察権の分散と「即時強制」	57
1 警察制度改革と狭義の行政警察	57
2 警察上の即時強制から行政上の即時強制へ	59

第二部 アメリカ法の影響と「行政調査」活動の生成

第4章 「行政調査」の成立

I 現代行政法学と「行政調査」	65
II 即時強制の要件と「行政調査」	67
1 田中二郎の「行政上の即時強制」	67
2 「事ノ性質上下命ニ依リ其ノ目的ヲ達スル能ワザル場合」と「目前急迫性」	69
III 行政執行法2条の意義	71
1 「侵入」と「立入り」	71
2 「立入り」「臨検」「検査」と実力の行使	74
IV 行政上の「臨検」「検査」と犯罪捜査	76

第5章 警察権の分散と規制的事防的行政活動の導入

I 占領期の通達に見られるアメリカ法の影響	79
II 戦前の消防活動と行政執行法	81
III 消防法（昭和23年法律第186号）の成立	
——規制的事防的行政活動の導入	83
1 警察と消防の分離	83
2 アメリカ法の影響——公法上の調査権と私法上の調査権	84
3 警察制度審議会と消防における「臨検」	87
職権の濫用の防止、プライバシーの尊重、「臨検」の必要性／実力の行使の「程度」と比例原則による統制	

IV 立入りの二層化	90
1 食品衛生法の制定——法律の規律密度の増大と科学化	90
2 規制の予防的行政活動としての監視・指導活動	93
3 規制の予防的行政活動と「行政調査」	94

補論 公衆衛生警察と行政手続

I はじめに	97
II 「警察法」における非権力的手法の役割と統制	98
1 食品衛生行政と環境衛生行政	98
2 衛生警察の変容	99
3 食品衛生行政における非権力的作用	103
4 不利益処分に対する行政指導	106
III 食品衛生監視員による監視活動と行政手続	110
1 「行政調査」と「即時強制」	110
2 第一線現場職員の判断と行政手続	116
IV 不利益処分基準の設定, 公表について ——違反の程度と処分の釣り合い	120
1 処分基準の設定について	120
2 処分目的の明確化	124
3 小括	127

資料1, 資料2

第三部 現代行政における「義務」と「強制」

第6章 「行政強制」と比例原則

I はじめに	137
II 戦前・戦後初期の「行政強制」論	138
1 戦前の学説	138
2 戦後初期の学説	142
III 「行政強制」は包括的上位概念か	144
1 「行政強制」(Verwaltungszwang) の用例——W・イエリネックとフォルストホフ	144
2 「行政強制」と執行——Verwaltungszwang, Vollziehung, Vollstreckung	147
3 「行政強制」とは? ——近年の位置づけ	149

4 小 結	151
IV 即時強制と比例原則	152
1 問題の所在	152
2 連邦行政執行法6条「行政強制の許容性」——「即時執行」(sofortiger Vollzug)の二重の意味	153
3 即時強制と強制手段	154
4 即時強制と比例原則	156
V おわりに	160

第7章 「強制的仕組み」の変質——公衆衛生と安全

I 100年ぶりの法改正の意義	161
II 公衆衛生「警察」	162
1 公衆衛生と「警察」作用	162
2 感染症法における早期介入	163
III 強制手段の原則	167
1 直接強制と即時強制	167
2 人権と「強制」——なぜ義務を賦課するべきか	170
IV 公衆衛生と補償、費用負担	172
1 強制措置と費用負担	172
2 警察責任と「特別な犠牲」	174

終 章 「強制」をめぐる議論の展開可能性

I アメリカ法の圧倒的影響——占領期	177
1 警察国家の解体	177
2 行政事件における日本国憲法38条「拒否権」	178
GHQの関与とアメリカ法の影響／「行政調査」における義務と証拠	
3 過度なアメリカ法的規定の削除——占領終了後	182
II 即時強制と「行政調査」の境界線	184
1 税務調査と「行政調査」	184
2 令状主義の例外	186
3 即時強制としての立入検査	189
III 刑事罰による間接強制	192
1 機能不全の理由——はたして十分に議論されたのか	192
2 警察の関与	195

警察組織と一般行政組織の関係／刑事罰による実効性の確保

3 「執行の担い手」 198

- 巻末資料 1 行政執行法（明治三三年六月二日法律第八四号）
- 巻末資料 2 行政執行法施行令（明治三三年六月二日勅令第二五三号）
- 巻末資料 3 消防法（昭和二三年七月二四日法律第一八六号）
- 巻末資料 4 食品衛生法（昭和二二年一二月二四日法律第二三三号）
- 巻末資料 5 商品取引所法（昭和二五年八月五日法律第二三九号）
- 巻末資料 6 「公法上の義務の履行強制制度の存廃（行政執行法第五條）」（簿冊表題）
- 巻末資料 7 「公法上の義務の履行強制制度の存廃（行政執行法第五條）」（簿冊表題）

索 引